「経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（案）」に関する意見募集の結果について

令和８年４月１日
経 済 産 業 省
経済産業政策局
産 業 創 造 課

「経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（案）」について、令和８年２月３日から同年３月４日まで意見募集を実施いたしました。その結果については以下のとおりです。

なお、形式的な部分等、御意見によらない技術的な修正を行っております。

１．意見募集の実施方法

・ 募 集 期 間 ：令和８年２月３日（火）～令和８年３月４日（水）
・ 告 知 方 法 ：電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
・意見提出方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

２．意見募集の結果

意見提出件数：０件

３．公布日・施行日

令和８年４月１日　公布・施行

４．お問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局産業創造課
電話番号：０３-３５０１-１５６０